

# 安芸太田町教育振興基本計画

令和7年3月18日

教育委員会決定

# 目次

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                          | 1  |
| 1. 本町の教育をめぐる現状・課題・展望 .....                          | 2  |
| (1) 教育の普遍的な使命 .....                                 | 2  |
| (2) 安芸太田町教育大綱 .....                                 | 2  |
| (3) 「もみじプラン」の成果と課題 .....                            | 2  |
| (4) 社会の現状や変化への対応と今後の展望 .....                        | 3  |
| 2. 今後の教育政策に関する基本的な方針 .....                          | 4  |
| (1) 総括的な基本方針・コンセプト .....                            | 4  |
| ① 将来の町を見据えた発展可能な町の創り手の育成 .....                      | 4  |
| ② 安芸太田町らしいウェルビーイングの向上 .....                         | 4  |
| (2) 5つの基本的な方針 .....                                 | 5  |
| ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 .....             | 5  |
| ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に<br>向けた教育の推進 ..... | 7  |
| ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 .....                | 8  |
| ④ 教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進 .....                 | 9  |
| ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 .....                         | 10 |
| 3. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 .....                         | 12 |
| (1) 考え方 .....                                       | 12 |
| (2) 目標、基本施策及び指標 .....                               | 12 |
| 目標1 就学前保育・教育の充実 .....                               | 12 |
| 目標2 確かな学力の育成 .....                                  | 13 |
| 目標3 豊かな心の育成 .....                                   | 14 |
| 目標4 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 .....                 | 17 |
| 目標5 グローバル社会における人材育成 .....                           | 18 |
| 目標6 イノベーションを担う人材育成 .....                            | 18 |
| 目標7 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 .....               | 18 |
| 目標8 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 .....                        | 20 |
| 目標9 生涯学び、活躍できる環境整備 .....                            | 21 |
| 目標10 学校・園所、家庭、地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 .....         | 22 |
| 目標11 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 .....                   | 23 |
| 目標12 教育DXの推進・デジタル人材の育成 .....                        | 23 |
| 目標13 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 .....                  | 24 |
| 目標14 経済的状況、地理的条件によらない質の高い保育・教育の確保 .....             | 26 |
| 目標15 NP0・企業・地域団体等との連携・協働 .....                      | 26 |
| 目標16 安全・安心で質の高い保育・教育研究環境の整備、子どもの安全確保 .....          | 27 |
| 目標17 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ .....            | 28 |
| 注釈 .....                                            | 29 |

## はじめに

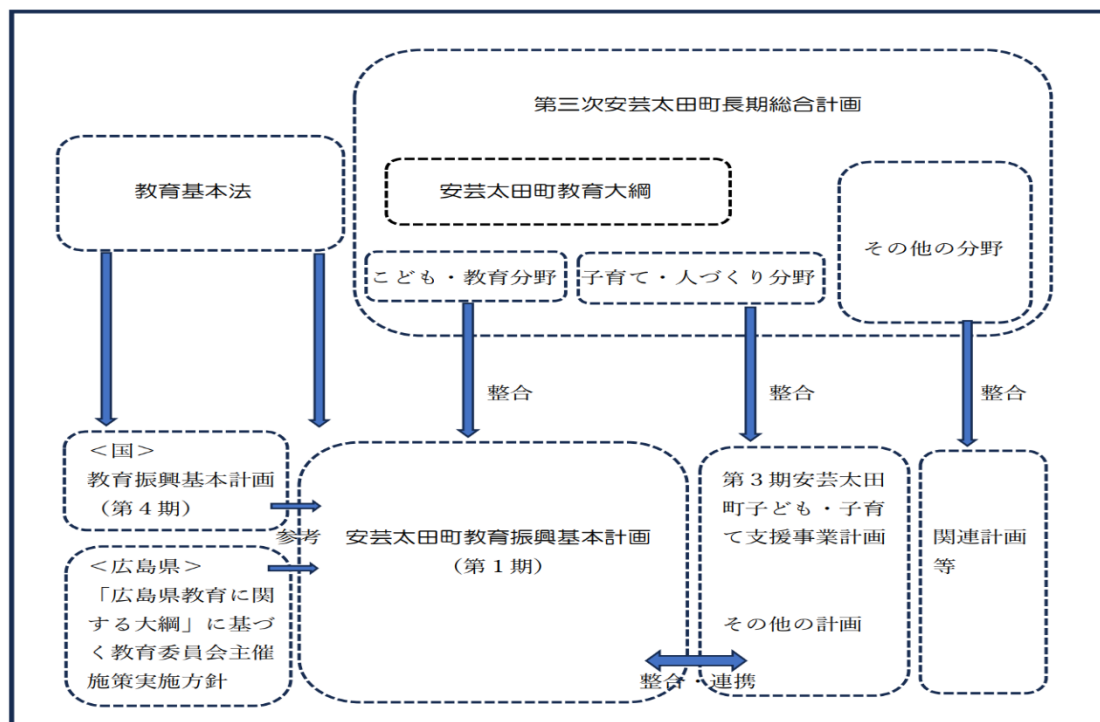
本町が誕生してから令和6年で20年を迎えています。本町の教育は、この間、学校・園・所の適正配置などの痛みを伴いながら、一定の進化を経て現在の姿を形成しています。「もみじプラン」に代わる「教育振興基本計画」の策定は、教育の発展に尽力してきた先人の努力に思いを致すとともに、新教育大綱の制定という未来に向けての教育の在り方を構想するにふさわしい節目の時期に行われるものと言えます。本計画の策定に当たっては、教育大綱を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調としています。

本計画の策定に当たっては、就学前保育・教育から高等学校教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える視点を取り入れています。

本計画は、コンセプトとして「発展可能な町の創り手の育成」及び「本町社会に根差したウェルビーイング(※1)の向上」を掲げ、5つの基本の方針と17の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。教育委員会としては、本計画に基づき、学校・園・所、社会教育機関、町長部局と連携して、今後の教育政策を着実に推進します。

本町の将来を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と町の発展に向けて極めて重要な役割を有しています。教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画であり、本計画に基づいて本町の教育政策が展開されるよう教育関係各位による取り組みの推進をしていきます。

【本計画の位置付け】



## 1. 本町の教育をめぐる現状・課題・展望

### (1) 教育の普遍的な使命

平成16年10月1日に本町が誕生して、令和6年で20年を迎えています。この間、学校園の適正配置などの痛みを伴いながら、一定の進化を経て現在の姿を形成しています。

教育大綱は、立ち返るべき本町教育の「不易」です。教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、教育大綱のもと社会や時代の「流行」の中で、本町の教育の羅針盤となるものです。「流行」を取り入れてこそ「不易」としての普遍的使命が果たされるものであり、不易流行の元にある教育の本質的価値を実現するために、羅針盤の指し示す進むべき方向に向けて必要な教育政策を着実に実行していかなければなりません。

### (2) 安芸太田町教育大綱

教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、首長が教育委員会と協議しながら、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

令和6年7月19日に安芸太田町総合教育会議を開催し、新たな「安芸太田町教育大綱」を策定しました。

新しい教育大綱では、「みんなでつくり育てる教育の未来」というスローガンが示されています。構成は、「本町教育の目指すもの」、「本町の学びで目指す子ども像」「本町教育の方向性」が示された後、「安芸太田っ子へ」「安芸太田の学校・園所の先生方へ」「安芸太田の保護者の皆さんへ」「安芸太田に住む皆さんへ」と教育に関わるすべての人々へのメッセージが伝えられる形となっています。また、「安芸太田町らしい学び」という言葉が繰り返し用いられ、「なんでも学び、遊びも学び」「好奇心を刺激する学び」「力を合わせて共に育つ学び」「町民が参加する学び」の4つの「学び」が挙げられています。

### (3) 「もみじプラン」の成果と課題

安芸太田町誕生後、本町は前教育大綱に基づく「もみじプラン」を策定し、改定を繰り返しながら、教育の目的や理念を具現化する施策を総合的、体系的に位置付けて取り組みを進めてきました。

就学前保育・教育では、それぞれの園・所の特徴を活かした取り組みに加え、自然保育の充実に向けた研修と準備を進めてきました。また、園・所と小学校との連携も進展しています。

小学校・中学校教育段階においては、15年間にわたり教育委員会をあげて推進してきた「協調学習」等の成果により、全国学力・学習状況調査において、高いウェルビーイング(Well-being)を実現しています。また、GIGAスクール構想(※2)によりICT環境の整備を飛躍的に進展することができました。ALTによる就学前から中学校までの一貫した丁寧な英語教育の推進を図ったり、複式学級解消のため支援スタッフを配置したりと、その時々適切と思われる教育支援を積極的に行ってきました。

さらには就学前保育・教育から高等学校までの学校段階を通じた教育費負担の軽減として、保育の一部無償化、校外学習費の補助、就学援助費の支給、奨学金制度の充実を図り、加計高等学校寮を兼ねた人材育成交流センター「黎明館」の設置、「加計高校を育てる会」への支援等を行いました。これにより、地域活性化とあわせて、経済的な理由による教育の不均衡を是正することができました。

近年全国的には、いじめの重大事態の発生件数や児童・生徒の自殺者数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況です。また、不登校児童・生徒数も増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。本町では県費配置の SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用と SSR（スペシャルサポートルーム）の設置が効果を上げています。

学校における働き方改革については、その成果が着実にしつつあるものの、依然として長時間勤務の教職員もおり、引き続き取組を加速させていく必要があります。

放課後支援については、放課後子ども教室と放課後児童クラブを地域の実情に応じて設置しており、一定の成果を遂げています。しかしながら、施設整備と指導者確保に課題を残しています。

高等学校スポーツへの貢献ももみじプランの功績です。筒賀ライフル射撃場での高等学校全国選手権大会の経年開催に加え、令和 7 年度には全国高等学校総合体育大会山岳競技が深入山をベースキャンプとして実施されます。これは、町の発展に寄与するところが大いものです。

地域コミュニティ機能の強化の重要性が指摘される中で、本町では、地域と学校の連携・協働体制の構築を目指す、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みが十分ではなく、組織的な取り組みが喫緊の課題となっています。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

地域経済の発展の観点からは、リカレント教育（※3）、とりわけリスキリング（※4）の重要性が指摘されています。また、人生 100 年時代において、高齢者を含めた全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学習することを可能とすることが重要です。

学校・園・所施設については、老朽化の進行や多様な教育内容・方法等への対応が依然課題となっていることから、安全・安心で質の高い保育・教育環境の整備を継続的に行っていく必要があります。

#### （４）社会の現状や変化への対応と今後の展望

現代は将来の予測が困難な時代であり、「VUCA」（※5）の時代とも言われています。将来の本町を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となります。

国際的には、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構（OECD）の「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされています。

本町においても、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、「こども基本法」及び「こども家庭庁」が成立し子どもの権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要です。

また、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「発展可能な町の創り手」を実現することが求められます。

これら町の現状や変化を踏まえて将来を展望したとき、教育こそが、町をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。こうした認識の下、目指すべき社会像の中での教育の在り方を本計画において示すものです。

## 2. 今後の教育政策に関する基本的な方針

### (1) 総括的な基本方針・コンセプト

上述の本町の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では将来の町を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「発展可能な町の創り手の育成」、「本町に根差したウェルビーイングの向上」を掲げます。

#### ①将来の町を見据えた発展可能な町の創り手の育成

一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、本町を発展させていかなければなりません。

ウェルビーイングの実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「発展可能な町の創り手」になることを目指すという考え方が重要です。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが町の創り手となり発展させていくことが求められます。

#### ②安芸太田町らしいウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要です。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要です。

さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切です。

ウェルビーイングが実現される社会は、子どもから大人まで一人一人が担い手となって創っていくものです。子どもたち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともに創っていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広

がりが一人一人の子どもや地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められます。

## (2) 5つの基本的な方針

本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めます。

### ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

#### A 社会の持続的な発展に向けて

将来の予測が困難な VUCA とされる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、町の発展に向けて学び続ける人材の育成が必要です。

少子化・人口減少が著しい本町が活力あふれる町として発展していくため、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸ばさせていくことが必要であり、取組を進めていかなければなりません。

#### B 主体的に町の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向

本町の発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要です。地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要があります。なお、校則の策定や見直しの過程で児童・生徒が関与することについては、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるものと考えられます。

#### C 主体的・対話的で深い学び

「令和の日本型学校教育」答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことは、町の発展を生み出す人材養成において不可欠です。

学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、小学校・中学校教育のみならず、高等学校や就学前教育・保育や生涯学習・社会教育においても重要です。

#### D グローバル人材育成

日本や外国の言語や文化を理解し、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要があります。

また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取り組みの推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子どもの持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点も重要です。

#### E 持続可能な社会の創り手の育成に貢献する ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献する ESD は、現代社会における地球規

模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育です。多くの児童・生徒等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められます。

#### F 多様な才能・能力を生かす教育

子どもたち一人一人の多様な才能・能力を埋もれさせず、その才能を伸ばしていくための教育を行っていくことは重要な課題です。これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方にとらわれず、異年齢集団を活かした個々に最適な学びを提供するとともに、正解（知識）の暗記や画一的な教育による弊害を排し、同質ではなく異質なものととの融合こそがイノベーション（※6）を生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求められます。

#### G 地域・産学官連携、職業教育

本町が発展していくためには、町への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要です。また地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていくことが求められます。

本町の産業振興に向けて、教育委員会や学校が産業界と一体となって人材育成に取り組むことが一層重要となっています。

そのためには、学校を地域や社会に対して開いていくことが大切です。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、地域や産業界などの声を聞くとともに、教育実践への協力を得ていくことが求められます。さらに、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）（※7）をあらゆる学校段階で推進していくことが求められます。

学校と地域・産学官の連携を推進していくためには、人と人、組織と組織をつなぎ、広げていく機能が重要となります。そのためのコーディネーター人材の育成や、コンソーシアム（※8）による組織間の連携が求められます。

#### H マルチステージ（※9）の人生を生涯にわたって学び続ける学習者の育成

人生100年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されています。こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとするのが重要です。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要があります。

生涯学習の推進に当たっては、ICTの活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要があります。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・

スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められます。

## I リカレント教育を通じた高度専門人材育成

本町の発展を支える観点からも、リカレント教育を通じて、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して自らの知識や技能をアップデートできる高度専門人材を育成していくというリスクリシグ的な視点も重要です。その際、産学官で具体的な対応策に向けた対話・連携を図ることが不可欠です。

## ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

### A 共生社会の実現に向けた教育の考え方

一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

近年、全国的にはいじめの重大事態の発生件数や児童・生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況であり、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもの抱える困難は多様化・複雑化しています。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、子どもの心身の健康には多様な課題が生じています。さらに、特別支援教育を受ける障がいのある子どもは近年増加傾向にあり、医療的ケア児や病気療養中の子どもに対する支援も重要です。性的マイノリティに係る児童・生徒等へのきめ細かな対応も必要です。特定分野に特異な才能のある児童・生徒に対する指導・支援の必要性も高まっています。地域社会の国際化が進む中、本町で学ぶ外国人の子どもの学びが保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要があります。

誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子どもが笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面の一つでも多く作り出すことが求められます。

その際、支援を必要とする子どもやマイノリティ（※10）の子どもたちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることが大切です。このことにより、マイノリティの子どもの尊厳を守るとともに、周りの子どもや大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要です。

また、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要となります。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え頭文字を取った DE&I (Diversity, Equity and Inclusion) の考え方も重視されてきています。

本町は中山間地域に位置していますが、全国どこでも子どもたちが充実した教育を受けられるようにすることが重要です。

一人一人が多様な他者を理解・尊重し、包摂的な社会を築いていくためには、例えば障がいの有無にかかわらず共に学ぶ「交流及び共同学習」や、異文化交流・国際理解教育、体験

活動やキャリア教育・職業教育など、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会を持つことが重要です。

こうしたことを通じて、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められます。また、組織や集団における多様性の尊重は、イノベーション創出にもつながる重要な考え方です。

## B 共生社会の実現に向けた教育の方向性

「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な子どもの状況に応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学び合う機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性です。また、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育（※11）システムを推進していくことも重要です。目指すべき教育の方向性を共生社会の実現という観点から改めて捉え直し、教育に携わる者が共有した上で、日常の教育の営みの中に取り込んでいかなければなりません。

その際、ICT環境を効果的に活用していく必要があります。ICTを活用した新たな取り組みの実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していくのです。

児童・生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有するものです。児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その過程を学校や教職員が支えていくという発達支持的生徒指導を重視していくことが求められます。また、児童・生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけるための教育相談も、生徒指導と一体化させ、全教職員が一致して取り組みを進めることが求められます。

体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであって、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有するものであり、その機会の充実を図っていくことが求められます。また、児童・生徒等の心身の健やかな育成に向けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進も重要です。

あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的です。

## ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

### A 社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有しています。

地域において人々の関係を共感的・協働的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められます。地域で人と人とのつながりを作り、協働的な幸福感を紡ぐと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要があります。

ここにおいても、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育

成とともに、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められます。

#### B 公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充

公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められています。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要です。その際、貧困の状態にある子ども、外国人、障がい者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められます。

また、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成する上で重要です。

社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増しています。社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取り組みを推進することが必要です。

#### C 生涯学習社会の実現、障がい者の生涯学習の推進

生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものです。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有するものです。子どもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きいといえます。

### ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）（※12）の推進

#### A DXに至る3段階

DXの推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることに留意することが必要です。教育DXを進めた上で、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成こそが目指されるべきです。

※第1段階…デジタル化（紙の書類やアナログデータをデジタルデータに変換する）

第2段階…デジタル最適化（デジタル化されたデータを活用して、業務プロセスを効率化する）

第3段階…デジタル統合（異なるシステムやデータを統合し、全体としての業務プロセスを最適化する段階）

#### B 各段階における教育DXの推進

小・中学校教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT環境整備の更なる充実が求められます。また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用によ

る次世代の校務 DX を通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要があります。

DX の推進のプロセスにおいては、教育データの標準化などの共通的なルールの整備を進めるとともに、個々の学校においてその権限に基づき業務フローの改善を行うという、両輪で推進していくという視点も重要です。

生涯学習においては、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められます。

また、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、遠隔・オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用して誰もが質の高い教育を受ける機会を確保することが重要です。

### C デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性

学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は積極的に推進されることが求められます。また、リアル（対面）による授業や課外活動の役割も教育において不可欠です。デジタルとアナログ、遠隔・オンラインと対面・オフラインは、いわゆる「二項対立」の関係には立たないことに留意が必要です。これらの最適な組み合わせは、学校段階や学習場面、また一人一人の状況によって異なるものであり、双方のメリット・デメリットを考慮する必要があります。

小・中学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面において ICT を活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられます。その際、教科内のみならず学校教育活動全体の中でのリアルとデジタルの組合せの検討や、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用も重要です。さらに、学校で学びたくても学べない児童・生徒への遠隔・オンライン教育や、個々の才能を伸ばすための高度な学びへの対応など、デジタルの利点を生かした活用も考えられます。地域や企業と連携・協働して、リアルな体験活動の機会を充実させていくことも必要です。

これらの効果と課題等を踏まえ、それぞれの学校等において、教育効果を最大限に発揮する活用方法を検討することが求められます。

## ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

### A 経済的状況によらず学びの機会を確保するための支援

子どもたちの学びの経済的支援について町は、就学前保育料の軽減、義務教育段階の就学援助、高等教育の貸与型奨学金など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援により、希望する誰もが質の高い教育を受けられるための環境を整備してきました。今後、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められます。

### B NP0・企業等多様な担い手との連携・協働

「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要となる学校経営の方向性です。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子どもたちのウェルビーイング

グを育む上で重要な役割を果たします。不登校の児童・生徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組むNPO法人、子どもたちの体験活動の機会提供やICT教育支援を行う企業、部活動を支える地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきです。さらに、少子化が進展する中で、他校や地元広島県の大学との連携を進めることも重要な視点です。

その際、本町においては学校外の多様な担い手が十分に確保できない状況もあり、連携・協働の広がりを通じて担い手の育成・確保を図るという視点やICTの活用を組み合わせることで取り組んでいくことも重要です。また、学校と学校外の多様な担い手をつなぐコーディネーターの役割も重要となります。

また、医療・保健機関、福祉機関、警察・司法との連携により、子どもの健康や安全を守るための取り組みを引き続き推進する必要があります。

#### C 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備

目指すべき新しい時代の姿として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応しウェルビーイングでDXな共生社会を推進するためには、安全・安心で質の高い教育研究環境の確保が重要です。

また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要があります。図書館等の社会教育施設については、利用者の学習機会の充実の観点から、DXを強化することが求められます。

#### D 児童・生徒等の安全確保

全ての児童・生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取り組みの推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要があります。

#### E 子ども政策との連携

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、子ども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、子ども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が定められました。子どもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、「こども大綱」に基づく子ども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要があります。

#### F 各ステークホルダー（※13）との対話を通じた計画策定・フォローアップ

計画策定に向けては、教育関係団体から意見を聴くとともに、教育の当事者である子どもからの意見を聴くことが重要です。本計画の策定に当たっては、委員会での討議に加え、児童・生徒からのヒアリング・意見交換・アンケートなどを実施し、寄せられた意見等を踏まえて検討を行いました。

### 3. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

#### (1) 考え方

2で示した基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくためには、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要です。

このため、本計画においては、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間ににおける①教育政策の目標、②目標を実現するために必要となる基本施策を示します。また、目標の進捗状況を把握するための指標を別途作成します。これらの目標は独立したものではなく、相互に関連し合っており、基本的な方針との関係も複層的なものです。各目標及び基本施策の推進に当たっては、計画全体を俯瞰した上で、関連する他の目標及び基本施策との関係に留意しつつ進めることが重要です。

#### (2) 目標、基本施策及び指標

##### 目標1 就学前保育・教育の充実

乳幼児期の直接的・具体的な体験から得た学びが小学校以降の学習や大人になってからの生活に影響を与えるとされており、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要な時期です。この時期においては、遊びや生活を通して、知識及び技能の基礎、思考力、判断力、表現力等の基礎、学びに向かう力、人間性等を一体的に育むことが大切です。このことを踏まえた保育・教育環境を創造するよう努めることで乳幼児期の保育・教育の充実を図ります。

##### 【基本施策】

##### ① 自然保育（森のようちえん）の推進

子どもには自ら学び、育っていく力があります。その力を引き出すうえで、「自然」は有効な教材です。自然は好奇心を刺激します。自然は共感力を育てます。好奇心は「試したい」という主体性を引き出し、共感力は他者とやり取りするもとになります。

子どもは、自然の中で問題に出会い、その答えを見つけることでまた新たな問題を見出すことができます。それが学び続けるということです。たとえ一人で学び続けることが困難だったとしても、他者とやり取りする力が育っていれば、お互いに刺激しあって、交流を通じて新しい価値を生み出すことができるのです。

##### ② 「主体的に遊ぶ」保育の充実

就学前保育・教育では、主体的に遊ぶことが子どもたちの自主性や創造力を育むために重要です。子どもが自分の興味や関心に基づいて遊ぶ時間を十分に確保することが大切です。これにより、子どもは自分で考え、行動する力を養います。自然環境や多様な遊具を活用し、体験を通じて遊べる環境を整えることが重要です。保育者は子どもを観察し、必要に応じてサポートを提供しますが、過度に介入せず、自主性を尊重します。子どもが他者と協力し、対話を通じて新しいアイデアを生み出す機会を提供します。これにより、社会性やコミュニケーション能力が育まれます。これらの取り組みを通じて、子どもたちは主体的に遊びながら成長し、将来の学びや生活に役立つスキルを身につけることができるのです。

##### ③ 地域連携による子育て支援の充実

子育て支援センターは、親子が気軽に集まり、情報交換や相談ができる場所です。専門スタッフが常駐し、育児に関するアドバイスやサポートを提供します。地域でのイベントやワークショップを通じて、親子が交流し、地域のつながりを深めることができます。地域のボランティア団体や個人が、子育て支援活動に参加することで、家庭の負担を軽減し、地域全体で子育てを支える環境を作ることも重要です。地域の子育て情報を共有するためのオンラインプラットフォームや掲示板を整備し、親同士の情報交換や支援活動の情報を提供します。地域の企業と連携し、子育て支援に関するサービスや商品を提供することで、家庭の負担を軽減するなどの取り組みを通じて、地域全体で子育てを支える環境を整え、子育て家庭が安心して暮らせる社会を目指します。

### ③ 多様な保育サービスの充実

親の働き方に合わせて、保育サービスを提供することで、働く親の負担を軽減します。短時間や一時的な保育が必要な場合に対応するサービスを提供し、親が安心して仕事に行ける環境を整えます。障がいを持つ子どもたちが安心して過ごせる環境を整え、専門的なサポートを提供する保育サービスを充実させます。地域の企業や団体と連携し、保育サービスの質を向上させるための取組を行います。

## 目標 2 確かな学力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図ります。その際、就学前保育・教育段階や義務教育段階においても、同一年齢・同一内容の学習を前提とした保育・教育の在り方にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びや遊びの実現を目指します。

### 【基本施策】

#### ① 就学前から高校まで連携した保育・教育の充実

こども園、保育所の保育・教育と小学校の教育においては、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、それぞれの保育・教育の違いを踏まえ、小学校に入学した全ての子どもが、園・所等での遊びや生活を通した育ちと学びを基礎としながら、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行し、自己を発揮し成長していくために、子どもの育ちと学びの連続性を保障することが大切です。本町では、園・所・小合同研修や公開保育・公開授業などの就学前保育・教育と小学校教育の接続を見通して編成・実施された教育課程の不断の見直しを行うなど、子どもの育ちと学びを円滑につなぐための教育活動を実践しています。

本町では、就学前保育・教育段階から高校段階まで、すべての段階において、交流会や合同授業等で互いに学び合う機会を設けています。また、町立2中学校と加計高校は連携型中高一貫校であり、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施しています。連携型の高校においては、学力試験による入学者選抜は行わず、面接、実技等の簡便な方法で実施しています。

さらに、学校の社会性育成機能の強化の必要性に加え、義務教育9年間を見通した取組の推進の観点からも、地域の実情も踏まえた義務教育学校制度や「多様な学び学校」の研究、小学校高学年における教科担任制の実施や異学年集団での新しい学びのスタイルの確

立を推進します。

#### ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、更新した1人1台端末等を円滑に活用した児童・生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等について検討を行い、その結果等を踏まえ、必要な取組を進めます。

#### ③ 協調学習（主体的・対話的で深い学び）の充実

学び続け、他者とやり取りし、交流を通じて新しい価値を生み出す資質・能力を子どもに育成するため、これまで取り組んできた協調学習を充実させます。協調学習の充実のため、知識構成型ジグソー法を用いた授業研究、1人1台端末を活用した児童・生徒への学習指導など、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組みます。

#### ④ 自然教育を活かした教育の充実

森・川等豊かな自然の中で子どもたちが自分で決める場面を確保し、自己肯定感を高め、感性を磨き、主体性を引き出します。

#### ⑤ キャリア教育・職業教育の充実

就学前保育・教育から中学校教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。小・中学校教育段階においては「キャリア・パスポート」等を活用し、児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取り組みを通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進します。また、中学校2年でのキャリア・スタート・ウィークや起業家教育（アントレプレナーシップ教育）を地域との連携のもと進めます。加えて、特色ある教育内容を展開する加計高校の取り組みを支援します。

#### ⑥ 全国学力・学習状況調査及び標準学力調査等の実施・分析・活用

調査の経年変化分析調査、保護者に対する調査の継続的な実施を通じ、教育施策の成果や課題を把握・分析し、結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実に図ります。また、第3者による委員会を設置するとともに、様々な調査やヒアリング等をもとに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実により児童・生徒の学力向上を図ります。

#### ⑦ 外国語教育の充実

外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、ICTの一層の活用促進、外国語指導助手（ALT）2名と外国語教育推進員配置等の学校指導体制の充実などを総合的に推進します。

### 目標3 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や道德心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子どもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育みます。

#### 【基本施策】

#### ①子どもの権利利益の擁護

「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」を踏まえ、子どもの権利等の理解促進や人権教育の推進、子どもが安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子どもの権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組みます。

#### ②道徳教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進します。

#### ③発達支持的生徒指導の推進

生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童・生徒を対象に児童・生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進めます。

#### ④いじめ等への対応、人権教育の推進

いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります。特に、「ネットいじめ」は深刻な問題となっています。全国的には依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生しています。いじめは、児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめの問題に取り組まなければなりません。いじめ防止対策基本方針に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じます。

問題行動が現れる児童・生徒に対しては、その背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行うことが必要です。

誰もが安心できる教育現場を実現するため、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめやSNSによるトラブルなど学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うことや、学校・警察双方において連絡窓口となる職員の指定を徹底するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進します。

体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではありません。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童・生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会主催の研修や相談体制の整備を図ります。

学校における人権教育の在り方等について、参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進します。

またあわせて、保護者、地域住民を含めた生涯学習として、町長部局の人権担当と連携し人権教育の充実を図ります。

#### ⑤児童・生徒の自殺対策の推進

全国の自殺者数は、警察庁の自殺統計によれば、近年、全体としては低下傾向にあるものの、児童・生徒のその数は増えており、大変憂慮すべき状況になっています。児童・生徒が自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければなりません。

SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、1人1台端末を活

用し、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげるため、システムの活用方法等を周知し、児童・生徒の自殺予防に向けた取組を推進します。

#### ⑥生命の安全教育の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、生命を大切にし、子どもたちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命の安全教育」を推進します。

#### ⑦体験活動・交流活動の充実

自然や社会との関わりを増やし、「体験」や「経験」の機会を増やすことで、子どもの好奇心を刺激し、主体性を引き出します。新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校・園・所等の連携により、学校・園・所や町内関連施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組みます。

他市町村との交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実を学校教育と社会教育の両面により図ります。

#### ⑧読書活動の充実

「安芸太田町子どもの読書活動推進基本計画（第3次）」等に基づき、町立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、学校司書の配置など学校図書館の整備充実、多様な子どもの読書機会の確保、子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子どもの読書活動を推進します。

#### ⑨伝統や文化等に関する保育・教育の推進

町の伝統や文化を生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進します。学校・園・所と文化センター、文化芸術団体、地域の芸術家との連携・協力を図りつつ、学校・園・所や社会文化施設における文化芸術教育の充実を図るとともに、体験機会を確保する取組を推進します。

#### ⑩青少年の健全育成

青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行います。また保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を図ります。

#### ⑪文化芸術による子どもの豊かな心の育成

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子どもたちの教育においても重要です。文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、子どもたちが一流の文化芸術に触れる機会や、地域において神楽等の伝統文化を体験する機会の確保、地域文化活動との連携に向けた環境の一体的な整備を図ります。

#### 目標 4 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。

##### 【基本施策】

##### ① 学校保健、学校給食・食育の充実

子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、保健管理、保健組織活動等の取組を推進する等学校保健、学校給食・食育の充実を図ります。

学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校保健委員会を効果的に活用するなどして、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携により学校保健を推進します。

また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、学校等における各教科等を通じた食育を推進します。その際、学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図ります。あわせて、学校給食における地場産物・有機農産物を活用する取組、栄養教諭による食に関する健康課題のある児童・生徒等への個別的な相談・指導の充実を図ります。この取組は、養護教諭や栄養教諭の協力により、こども園・保育所でも実施します。

##### ②生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立につながる活動を行います。

就学前保育・教育での自然体験遊びや、体力や技能の程度、性別や障がいの有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動やアスリートとの交流活動を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ります。

##### ③運動部活動改革の推進と身近な地域における子どものスポーツ環境の整備充実

子どもたちがより多くのスポーツに親しむことができる機会を確保するため、運動部活動の地域やスポーツクラブ等との連携によるスポーツ環境の整備を進めます。

##### ④体育・スポーツ施設の整備充実

地域において誰もがスポーツを行いやすくするため、スポーツ施設の整備と整理を図ります。あわせて、地域の実情に応じたスポーツの場づくりを促進するため、学校体育施設の有効活用を推進します。

##### ⑤スポーツを通じた健康増進

性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、町民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた町民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指します。

## 目標5 グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた日本と安芸太田町を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成します。また、社会の多様性・包摂性を高めるとともに、外国人生徒の受入れを推進します。

### 【基本施策】

#### ① 県立加計高等学校高校生留学の推進

高校生留学は、異文化理解に極めて大きな意義を有し、さらには諸外国との友好親善の増進に寄与するものです。グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、県立加計高等学校における海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外留学に関する情報発信や海外留学への関心喚起に向けた取組など、本町における留学への機運を醸成する取組を推進します。また、留学する生徒の安全の確保を図ります。

#### ② 就労外国人との国際交流

本町では、地域住民同士の文化交流の場を設ける事例が増えています。小・中学校が就労企業等と連携し、読み聞かせ会や母国の料理教室といった活動等、外国人住民が自らのルーツを活かして、本町教育に貢献できる仕組みを整えます。

## 目標6 イノベーションを担う人材育成

複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな知を創り出し、多様な知を持ち寄って「総合知」として活用し、新たな価値を生み出す創造性を有して既存の様々な枠を越えて活躍できる、イノベーションを担う人材を育成します。

### 【基本施策】

#### ① 探究・STEAM教育の充実

学習指導要領を踏まえ、児童・生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育（※14）等の教科等横断的な学習の充実を図ります。

探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子どもをつなぐプラットフォームの構築を推進します。

#### ② 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会の充実等を図ります。

#### ③ 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

各学校段階での、児童・生徒の発達段階に応じた、各教科等の授業における起業への理解促進や起業体験活動の推進を図ります。

## 目標7 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然と文化を大切にし、環境の保全に寄与する態度などを養います。

## 【基本施策】

### ① 子どもの意見表明

子どもたちに関わるルール等の制定や見直しの過程に子ども自身が関与することは身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、児童会・生徒会活動等、子どもの主体性を育む取り組みを進めます。

### ②主権者教育の推進

平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため、町の未来や課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、学習指導要領に基づく指導の充実、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を図ります。

また、「教育長と話す会」「子ども教育委員会」等の実施を通して、町づくりについて子どもの意見を尊重し、町施策への反映を進めることにより、主権者意識の向上を図ります。

### ③発展可能な開発のための教育の推進

役場や地域商社、民間企業、NPO 法人、加計高校等関係機関との連携を通して、小・中学校段階において「発展可能な町の創り手」を育みます。

### ④男女共同参画の推進

児童・生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進します。

### ⑤消費者教育の推進

町民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるように、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進します。

### ⑥環境教育の推進

発展可能な町の担い手を育成するため、教科等横断的に環境教育を進めます。また、地域においても環境保全についての理解を深めるとともに、発展可能な町づくりへの意欲等を高めるため、自然・文化体験活動を推進します。

### ⑦防災教育の推進

旧加計町で発生した昭和 63 年 7 月豪雨災害、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ、全国各地において多数発生している自然災害の教訓を踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を推進します。災害から尊い命を守るためには、災害の発生に伴う危険を正しく理解するとともに、情報をもとに予測し、自らの安全を確保するための行動を取れるよう学びを進めます。また、コミュニティ・スクールと連携し、防災教育と防災訓練を一体的に進めていきます。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じて放射線に関する科学的な理解を促進するために必要な取組を推進します。

### ⑧福祉教育の推進

高齢者や障がいのある人等を含むすべての人々が、地域の中で、自分らしく生活できる環境づくりの大切さを学ぶことができるよう、社会福祉協議会等関係機関と連携し、施設訪問等の体験を重視する取組を推進します。

#### ⑨平和学習の推進

本町では「広島平和記念資料館」の見学、「広島赤十字・原爆病院」への訪問、戦争体験・被爆体験等の聞き取りなどの体験的な学習を行うことにより、命の大切さ、平和の尊さを実感として学んできました。

児童・生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本とします。

また、国際理解を深めるために、体験学習などを通して、自分がこれからどう行動するべきかを考えさせ、日頃の生活の中で、相手の立場を考えて行動する態度を育成する取組を推進します。

### 目標 8 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

障がいや不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子どもがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図ります。

その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取り組みを推進します。

#### 【基本施策】

##### ① 特別支援教育の推進

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、「障害者権利条約」や「障害者基本法」等に基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを一層進めます。

その際、個別的教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実により、障がいの状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。また、障がい者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図ります。

さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障がいや特別支援教育に係る理解を深める取り組みを推進します。

医療的ケアが必要な児童・生徒等について、安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進していくため、関係各所と連携を含め、取り組みを推進します。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICTを活用した教育推進にも取り組みます。

障がいのある児童・生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、ICTの活用も含め、障がいのある児童・生徒一人一人の教

育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を図ります。

## ②不登校児童・生徒への支援の推進

不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期に渡って影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校児童・生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を強力に推進していくことが重要です。このことを踏まえ、「多様な学びの場の確保」、「1人1台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施」、「学校風土の『見える化』」を通じて、学校を『みんなが安心して学べる』場所にすること」などの不登校対策を推進します。

スペシャルサポートルーム（SSR）設置や、授業のオンライン配信も含め、専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援やNP0・フリースクール等との連携等を含めた不登校児童・生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童・生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、1人1台端末を活用した児童・生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、「チーム学校」による早期支援を推進します。

## ③ヤングケアラーの支援

ヤングケアラーの概念について保護者、地域に周知し、早期発見に向けた取り組みを推進します。学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるためスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制を充実します。

## ② 子どもの貧困対策

全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、就学前保育・教育段階から高等学校段階までの切れ目のない教育費負担の軽減を継続します。また、法人等と連携して「子ども食堂」の設置についても研究を進めます。

## ③ 特異な才能のある児童・生徒に対する指導・支援

特異な才能のある児童・生徒について、学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばします。そのため、特異な才能のある児童・生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等に総合的に取り組みます。

## ⑥教育相談体制の整備

様々な課題を抱える児童・生徒に対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実の観点から、支援を要する児童・生徒の早期発見・支援のためのICTの活用やスクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童・生徒に対するプッシュ型支援等に資する体制整備を推進します。また、相談体制の整備を図ります。

## ⑦障がい者の生涯学習の推進

誰もが、障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障がい者の生涯学習の充実に向けての取り組みを推進します。

# 目標9 生涯学び、活躍できる環境整備

人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面

で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備します。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図ります。

#### 【基本施策】

##### ①リカレント教育のための情報提供

学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取り組みを推進します。

##### ②現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、金融、食、地域防災・安全について、学習機会の充実を図ります。また、18歳以上が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進します。

##### ③高齢者の生涯学習の推進

高齢者を含め、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、公民館講座として、高齢者等のデジタルデバインド（※15）の解消を図る取り組みなど、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備します。

##### ④生涯を通じた文化芸術活動の推進

全ての町民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、文化芸術活動の積極的な展開を支援します。

### 目標 10 学校・園・所、家庭、地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・園・所、家庭、地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子どもたちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進します。

#### 【基本施策】

##### ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校・園・所に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。町民の体験や経験を伝えることで、子どもたちの「体験」や「経験」の機会を増やし、より良いまちづくりにつなげます。その際、学校・園・所の活動について地域の教育力を活かすため、保護者及び地域の方々にボランティア等として学校・園・所を支援する活動を推進し、学校・園・所及び地域の活性化を図ります。また、学校・園・所と地域をつなぐ人材として、地域コーディネーターの効果的な配置、資質向上等を図ることにより、国の将来を担う子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校・園・所づくりを推進するとともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームになる学校・園・所を核とした地域づくりを推進します。

##### ② 家庭教育支援の充実

子どもを育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にあつたりする保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、支援センターでの活

動の充実を図るとともに、福祉関係部局と連携することにより、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図ります。

## 目標 11 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進します。

### 【基本施策】

#### ① 社会教育施設の機能強化

社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、地域の教育力向上を図ります。特に、学校の目的外使用も含め各施設等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子どもの居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善を推進します。

また、体育館、グラウンド、プール等スポーツ施設や旧学校施設等を発展的に活用するため、施設の整備、整理を段階的に進めます。

町立図書館は地域住民の生涯学習や地域の歴史・文化の普及、学校教育の支援、課題解決の支援など、地域社会の町づくりにさまざまな役割を果たすものです。町立図書館を核とした町づくりに向けての取組を進めます。

#### ② 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や地域における家庭教育支援の充実、社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これら社会教育の施策と、福祉、防災、産業等の関連施策との連携を推進します。

## 目標 12 教育 DX の推進・デジタル人材の育成

教育において ICT の活用が「日常化」するよう、小学校、中学校段階では、当面 DX の第 3 段階を見据えながら、第 1 段階から第 2 段階への移行を着実に進めるとともに、第 3 段階に相当する先進事例の研究、社会教育分野のデジタル活用推進等に取り組みます。

### 【基本施策】

#### ① 1 人 1 台端末の活用

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT の活用の日常化に向けて GIGA スクール構想を推進します。

また、対面指導の重要性や、児童・生徒等の発達の段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取り組みを推進します。

#### ② 児童・生徒の情報活用能力の育成

情報活用能力（情報モラルを含む）育成のために、GIGA スクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進します。その際、特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新

たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、コンテンツの充実により、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境の充実を図ります。

#### ③教師の指導力向上

情報活用能力育成のための研修を総合的に推進し、教師の指導力向上を図ります。また、情報モラル教育の充実を図るために最新の情報提供などの取組を行います。

#### ④校務 DX の推進

校務を効果的に処理できる環境の普及による教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指し、次世代の校務デジタル化を推進します。

#### ⑤教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用

教育データを効果的に利活用することで、学校における個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童・生徒の早期発見が可能となるのに加え、迅速で適切な政策立案や学習モデルの質的な変革等の新たな価値の創出が期待されます。このため、各学校においてこれまで蓄積してきているデータの分析、利活用に取り組みます。また、データの利活用の前提として、個人情報の適正な取扱いを確保しながら安全・安心に利活用ができるルール等を整備します。

#### ⑥社会教育分野のデジタル活用推進

デジタル化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るため、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進します。

### 目標 13 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

教員、保育士の養成、研修の改革や資質・能力の向上を進めるとともに、学校・園・所における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めます。また、ICT の活用、支援スタッフとの連携・分担体制の構築等を通じて、教員、保育士がその職でなければならないことに注力できる体制を整備し、保育・教育職の魅力向上、教員、保育士のウェルビーイングの向上を目指します。

#### 【基本施策】

##### ①学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

小学校、中学校においては、教職員の時間外勤務は改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実に出ています。教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができるよう、学校における働き方と指導・運営体制の充実、教職員の育成支援を進めます。

また、支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校 DX の推進、共同学校事務室の活用の促進などに加え、学校支援ボランティアの制度化により学校支援活動の推進を図る等、様々な施策を総合的に進めます。

多様な子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等

による教育の質の向上を図るため、異学年での協働した学びを含め小学校における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障がいのある児童・生徒や外国人児童・生徒等への指導、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図ります。また、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組みます。

質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援ボランティア等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進します。

#### ②こども園・保育所における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

認定こども園、保育所においては、保育士の時間外勤務の改善傾向は緩やかです。園・所における働き方改革の成果は出つつあるものの、依然として長時間勤務の職員も多いことから、園・所における働き方と指導・運営体制の充実、保育士等職員の育成支援を一体的に進めます。

また、支援スタッフの配置、園・所務のデジタル化等のDXの推進などに加え、園・所支援ボランティア等の制度化により園・所支援活動の推進を図る等、様々な施策を総合的に進めます。

多様な子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育や専門性の高い指導等による保育の質の向上を図るため、障がいのある子どもやいじめ、登園・所しぼりへの対応を含め、指導体制の充実を図ります。また、自然保育（森のようちえん）の着実な推進に向けて、環境や指導体制の構築を図ります。

質の高い保育・教育の実現や複雑化・困難化する課題に対応し、保育士等職員の負担軽減を図るためにも、園・所長のマネジメントの下、さまざまな職種、雇用形態のスタッフが、連携・分担して役割を果たし、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせることができるチームづくりを推進します。

#### ③ICT環境の充実

GIGAスクール構想について、ICTの利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革を本格的に進めます。

#### ④教育委員会事務局体制の充実

教育環境の整備を着実に進めるためには、教育委員会における行政体制・機能の充実を図ることが必要であり、事務局職員の資質・能力の向上、行政職と教育職との連携の促進や教育行政への多様な人材の参画、活発な議論を通じた教育委員会のチェック機能の実質化等の教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した日常的な教育委員会と町長部局の連携を推進します。

また、就学前保育・教育についても小・中学校教育と同様に、事務局に保育・教育センター的な機能を持たせることにより、各園・所における研究と職員の研修体制の強化を図ります。

## 目標 14 経済的状況、地理的条件によらない質の高い保育・教育の確保

家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い保育・教育を受けられるよう、保育・教育費負担の軽減を図ります。

### 【基本施策】

#### ①保育・教育費負担の軽減に向けた経済的支援

認定こども園、保育所の保育料の軽減、修学旅行等校外行事や就学援助等の経済的支援を引き続き実施します。

なお、子育て支援に関する事業については、「第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」によるものとします。

#### ②小・中学校における学びの支援

スクールバスの運行等、小・中学校への通学支援を引き続き実施します。

デジタルを活用して、子どもたちが充実した教育を受けられるよう、GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備を行い、ICT を最大限に活用した学校間の連携等による遠隔合同学習等の取組を支援するほか、遠隔教育の推進に取り組みます。

また、地域との協働を通じた学校の特色化・魅力化や地域をフィールドとした教育活動の充実を促進します。

#### ③放課後の子どもの支援

放課後児童クラブと放課後子ども教室では、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことが必要です。そのため、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者が、実施主体にかかわらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことにより、放課後の子ども支援の充実を図ります。

## 目標 15 NP0・企業・地域団体等との連携・協働

NP0 や企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進します。

### 【基本施策】

#### ①NP0 との連携

フリースクールなどの民間施設やNP0 等と積極的に連携し、相互に協力・補完するような取り組みを通じて、児童・生徒が誰一人取り残されないよう多様な支援を実施します。

#### ②企業等との連携

地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を推進します。学校が地元企業等と連携した起業体験（アントレプレナーシップ）、職場体験活動の普及促進を図ります。リカレント教育の体制構築や教育プログラム開発等についても研究を進めます。

#### ③スポーツ・文化芸術団体との連携

地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、本町の実情に応じながら部活動の地域連携や地域展開に向けた環境の一体的な整備を着実に進めます。

#### ④医療・保健機関との連携

教育委員会、町長部局、安芸太田病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を図ります。

#### ⑤福祉機関との連携

子どもを取り巻く福祉的な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等を中心として、福祉部門と教育委員会、学校・園・所等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童・生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実を推進します。

#### ⑥警察・司法との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめやSNSによる加被害については、早期に警察に通報・相談し、警察と緊密に連携した対応の徹底を図ります。

### 目標 16 安全・安心で質の高い保育・教育環境の整備、子どもの安全確保

学校・園・所施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の保育・教育を実現するため、保育・教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実します。

また、子どもたちが安心・安全に学校・園・所生活を送ることができるよう、学校・園・所安全を推進します。

#### 【基本施策】

##### ①学校・園・所施設の整備

学校・園・所について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、保育・教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進するとともに、非構造部材の耐震対策、施設の防災機能強化や水害対策等を図ります。

##### ②学校における教材等の充実

小学校、中学校における教材の整備を推進します。町立図書館をはじめとした各機関や地域との連携等を通じ、学校図書館の整備充実を図ります。

##### ③文教施設のプラットフォーム化

学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の子どもの遊び場等としての利活用等、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証するなど、情報の収集や提供を行います。

##### ④学校・園・所安全の推進

子どもたちが生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、その安全の確保が保障されることが不可欠の前提であるため、学校・園・所安全に関する組織的取り組みの推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校・園・所安全の推進、学校・園・所における安全教育、安全管理の取り組みを進めます。

災害が生じた際の学校・園・所安全の確保、施設の防災機能強化などの、保育・教育環境の確保に取り組めます。あわせて、防災教育の充実を図ります。

## 目標 17 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

教育振興基本計画の策定・フォローアップにおいて、子どもを含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話を行い、計画への反映を行うなど、当事者の意見を取り入れた計画の策定・実施を推進します。

### 【基本施策】

#### ①子どもを含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話

町教育委員会における計画等の策定やフォローアップに際し、教育現場や町長部局、子ども、保護者、高校、大学等の高等教育機関など、それぞれの計画が対象とするステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、その後の施策に反映していくことで、実効性のある PDCA サイクルを確立します。特に、子どもの意見表明の機会として、従来のアンケート調査等に加え、「子ども教育委員会」や「高校生議会」等についても研究と実践を進めます。このことを通じて、計画策定・実施過程に各関係者の当事者としての参加を促進し、実効性ある計画の実施に向けた機運醸成を図ります。

#### ②学校・園・所の適正規模、適正配置の在り方についての検討

本町では、学校・園・所の適正規模、適正配置を進めてきました。今後も進行すると推測される少子化に伴う、学校・園・所の適正規模・適正配置については、地域ごとの教育・福祉ニーズや社会情勢を考慮しつつ、最適な形を模索することが重要です。その際、「少子化や人口減少への対応」「地域特性の反映」「経済性と効率性」「子どもや保護者の視点」「長期的視点でのプランニング」の5つのポイントを踏まえ、ステークホルダーからの意見聴取や対話を大切にしながら、適切な在り方について研究と検討を進めます。

## 注釈

### ※1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良好である状態。その人にとって身体だけでなく精神面、社会面も含めた善い状態

### ※2 GIGA スクール構想

児童・生徒一人に1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する取組、ICT環境により学習活動の充実を図り主体的、対話的で深い学びにつながる授業の実現を目指すもの

### ※3 リカレント教育

学校教育を終えた後も生涯にわたって学び続け、就労と学習を繰り返すこと

### ※4 リスキング

新しい技術や資格を習得する取組

### ※5 VUCA (ブーカ)

volatility(変動性)、uncertainty(不確実性)、complexity(複雑性)、ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった言葉で、目まぐるしく変転する予測困難な状況

### ※6 イノベーション (innovation)

モノや、仕組みなどに新しい考えや技術を取り入れて、新しい価値を生み出すこと

### ※7 起業家教育 (アントレナーシップ教育)

起業家的な精神と資質、能力をはぐくむ教育

### ※8 コンソーシアム

互いに力を合わせて目的を達しようとする組織、集団

### ※9 マルチステージ

人生100年時代を見据え従来の学ぶ、仕事、引退というだけでなく、複数のステージを行き来しオリジナルのキャリアを築くこと

### ※10 マイノリティ

少数派となる人やグループを指す。少数派、社会的に弱い立場の人々等  
反対語・マジョリティ

### ※11 インクルーシブ教育

国籍や人種、言語、性別、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学びあう教育のこと

### ※12 デジタルトランスフォーメーション (DX)

デジタル技術を活用して、社会生活の形やスタイルを変革すること

### ※13 ステークホルダー

利害関係者

### ※14 STEAM 教育

科学(science)、技術(technology)、工学(engineering)、芸術(art)、数学(mathematics)の5つの分野を統合的に学ぶ教育のこと

### ※15 デジタルデバイド

情報技術通信 (IT) やインターネットなどの恩恵を受けられる人とそうでない人との間に生じる格差のこと・情報格差